

横浜市行政不服審査会答申
(第51号)

平成30年10月17日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

青葉区長が平成 29 年 10 月 18 日に受理した、審査請求人の子の中区から青葉区への転入届について行った住民票の作成処分についての審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人の妻であり、審査請求人の子の共同親権者である届出人（以下「届出人」という。）は、平成 29 年 10 月 18 日、同人を世帯主として審査請求人の子につき中区から青葉区へ転入した旨の転入届を提出し（以下「本件届出」という。）、青葉区長（以下「処分庁」という。）はこれを受理した。かかる転入届に基づき処分庁が住民票を作成した（以下「本件処分」という。）。
これに対し、審査請求人は、本件処分に不服があるとして、その取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 本件届出は、届出人が行ったが、審査請求人の子の学籍は、中区の小学校にあり、届出人は同校の保護者ではない。また、現在審査請求人の子の親権については係争中である。そのような者からなされた届出は適法な申請ではない。
- (2) 審査請求人の子は、青葉区に在住しているのではなく、中区在住者が青葉区に出かけているに過ぎない。
- (3) 審査請求人は、平成 29 年 9 月 5 日に、「H27. 8. 19 に、本住所でない親族により住居の実績が確認されないまま住民票移動の事実があり、これを防ぐために申し立ていたします。世帯主本人（審査請求人）以外による申請を受理しない様お願いいたします。」と記載された申立書（以下「上申書」という。）を中区長宛てに提出しているが、この上申書があるにもかかわらずなされた本件処分は違法又は不適切である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書及び質問回答内容において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 本件届出を行ったのは審査請求人の子の法定代理人であることに加えて同人が属する世帯の世帯主であるから、本件届出は適法な者からの届出である。
- (2) 審査請求人の子の居住実態については、家庭訪問及び小学校への調査の結果に基づき確認しており、本件届出の住所に居住実態があることを調査したうえでなされた本件処分は適法かつ適正である。
- (3) 審査請求人からの上申書が提出されていたことは確認したが、青葉区での居住実態を調査したうえで行われている本件処分は適法かつ適正である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「8 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件届出の届出権者について

転入をした者は、転入をした日から14日以内に届出を行う必要がある（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条第1項）。

この点、法第22条は法第4章に規定されているところ、法第26条第1項には、世帯主は、世帯員に代わって、この章（第4章）又は第4章の3の規定による届出をすることができる、との規定がある。

ここで、「世帯」とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である（住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事局長等通知）第1第4項）とされているところ、世帯を構成する者とは、居住及び生計のいずれをもともにすることを必要とするのであって、どちら

か一方のみを同一としていても別世帯となる（「全訂 住民基本台帳法解説」市町村自治研究会編著 日本加除出版株式会社（平成 26 年）79 頁）。また、「世帯主」とは、世帯を構成する者のうちでその世帯を主宰する者をいうとされている（同 95 頁）。

これを本件についてみると、審査請求書によれば、審査請求人の住所は中区にあり、後述のとおり、届出人及び審査請求人の子は、青葉区に居住の実態がある。したがって、届出人及び審査請求人の子と審査請求人とは別の世帯を構成している。次に、届出人は、審査請求人の子と同居しており、審査請求人の子の親権者であり、また、転入届の世帯主欄には同人の氏名が記載されていることから、同世帯を主宰しているといえる。

したがって、本件届出を行った届出人は、同世帯の世帯主であり、法第 26 条第 1 項により、審査請求人の子にかかる転入届の届出権者と認められる。

(2) 審査請求人の子の居住実態について

処分庁では、平成 29 年 4 月 5 日、届出人より審査請求人の子の転入届を受理したが、審査請求人から中区長に上申書が提出されていたため、青葉区の小学校への聞き取り調査を行ったうえ、同月 7 日、審査請求人の子の居住地を訪問調査したところ、審査請求人の子が青葉区の住居に居住していたことを確認している（この時点では住民票の作成処分までは行われなかった）。また、処分庁は、同年 10 月 18 日、届出人からの本件届出に対し、青葉区の小学校への聞き取り調査を行い、これと同年 4 月 5 日の青葉区の小学校への聞き取り調査及び同月 7 日の訪問調査をもって、審査請求人の子が同年 3 月 29 日から青葉区に居住していたことを確認したことが認められる。

この点、法第 8 条は、住民票の記載、消除又は記載の修正は、届出に基づき、又は職権で行うものとされており、さらに、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 11 条によると、市町村長は、法第 4 章又は法第 4 章の 3 の規定による届出があったときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、同施行令第 7 条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正を行わなければならないとさ

れている。

離婚や婚姻の届出と異なり、住民票の記載変更についての届出については、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 27 条の 2 第 3 項のような不受理申出制度がないため、審査請求人からの上申書は、処分庁が審査請求人の子の居住実態を調査するための資料の一つとして評価されることとなる。もっとも、審査請求人からかかる上申書が提出されていることを含めて評価したとしても、前述のとおり、審査請求人の子が横浜市青葉区内に居住していることの確認は十分になされているといえる。

したがって、審査請求人の子は、本件届出当時、青葉区に居住していたと認められる。

(3) 小括

以上のとおり、本件処分は、届出権を有する届出人からの届出を受け、居住実態について十分な調査を行ったうえでなされているものであるから、適法かつ妥当と認められる。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 30 年 1 月 29 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
平成 30 年 2 月 15 日	・ 弁明書等の提出
平成 30 年 2 月 19 日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
平成 30 年 3 月 2 日	・ 反論書の受理
平成 30 年 3 月 9 日	・ 反論書の送付
平成 30 年 5 月 7 日	・ 物件提出の求め及び質問書の送付
平成 30 年 5 月 18 日	・ 物件提出及び質問書回答受理
平成 30 年 6 月 4 日	・ 物件の提出及び質問内容の回答の通知
平成 30 年 6 月 17 日	・ 回答書に対する意見書受理
平成 30 年 7 月 3 日	・ 意見書の送付
平成 30 年 8 月 28 日	・ 審理手続の終結
平成 30 年 9 月 3 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 30 年 9 月 18 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成 30 年 9 月 19 日	・ 調査審議
平成 30 年 10 月 17 日	・ 調査審議